

(第二類 第二号)

第七十二回国会 衆議院 公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録 第五号

(五二二)

昭和四十九年五月八日(水曜日)

午前十時二十四分開議

出席委員

委員長 福永 健司君

理事 小山 省二君

理事 大柴 滋夫君

理事 津金 佑近君

理事 赤澤 正道君

理事 小泉純一郎君

理事 山田 芳治君

理事 林 孝矩君

出席國務大臣

自治 大臣 町村 金五君

出席府政委員

自治省行政局選 土屋 佳照君

委員外の出席者

議員 林 孝矩君

委員の異動

五月八日

兼任

永山 忠則君

補欠選任

石井 一君

五月一日

政治資金規正法の一部を改正する法律案(浅井

美幸君外一名提出、衆法第三八号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政治資金規正法の一部を改正する法律案(浅井

美幸君外一名提出、衆法第三八号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出

第九〇号)

○福永委員長 これより会議を開きます。
浅井美幸君外一名提出、政治資金規正法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を求めます。林孝矩君。

政治資金規正法の一部を改正する法律案

政治資金規正法の一部を改正する法律案

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第四条中「第二条の規定による選挙において」を削り、「者をいう」を「者をいい、当該候補者となろうとする者及び同法第三条に規定する公職にある者を含むものとする」に改める。

第五条第二項中「会費」を「又は会費」に改め、同項の次に次の二項を加える。

この法律の規定を適用するについては、法人等(法人並びに法人でない社団及び財団をいう。以下同じ。)が負担する党費又は会費は、寄附とみなす。個人が負担する党費又は会費のうちその年中の合計額が三万円を超える場合におけるその超える部分も、同様とする。

この法律において政治活動に関する寄附とは、政党、協会その他の団体に對してされる寄附又は公職の候補者の政治活動に關してされる寄附をいう。

第五条第一項の次に次の一項を加える。

この法律において党費又は会費とは、いかなる名称をもつてするを問わず、政党、協会その他の団体の党則、規約その他これらに相当するものに基づく金銭上の債務の履行として当該政党、協会その他の団体の構成員が負担するものをいう。

第六条に次の一項を加える。

政党、協会その他の団体は、第一項の規定による届出をする場合には、その党則、規約その他その目的及び組織を明らかにする文書(以下「党則等」という。)を提出しなければならない。

第七条中「前条の規定」を「前条第一項又は第二項の規定」に、「前条の例」を「同条第一項の例」に改め、同条に後段として次のように加える。

前条第三項の規定により政党、協会その他の団体が提出した党則等の内容に異動があつたときも、同様とする。

第七条の次に次の一条を加える。

第七條の二 第六條第一項の規定による届出があつたときは、当該届出を受けた選挙管理委員会又は自治大臣は、その届出に係る政党、協会その他の団体の名称、代表者又は主幹者及び会計責任者の氏名並びに主たる事務所の所在地並びにその提出に係る党則等を、遅滞なく、告示しなければならない。

前条の規定による届出があつた場合において、前項の規定により告示した事項に異動を生じたときは、当該届出を受けた選挙管理委員会又は自治大臣は、遅滞なく、当該異動に係る事項を告示しなければならない。

第八条中「前条」を「第七条」に、「以て」を「もつて」に、「但し」を「ただし」に改める。

第九条第一項各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に改め、同項第一号から第四号までを次のように改める。

一 当該政党、協会その他の団体のすべての収入及び支出(当該政党、協会その他の団体のためにその代表者、主幹者又は会計責任者との意思を通じてされた支出を含む)。

二 前号の収入のうち寄附については、その寄附をした者の氏名、住所及び職業(政党にあっては、その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所。以下第十二条第一項第二号において同じ。)並びに当該寄附

の金額(金銭以外の財産上の利益については、これを時価に見積つた金額。以下同じ。)及び年月日。

三 第一号の収入のうち寄附以外の収入については、その基因となつた事実、金額及び年月日。

四 第一号の支出を受けた者の氏名、住所及び職業(法人等にあつては、その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所。以下次条、第十二条第一項第四号及び第十九条第二号において同じ。)並びにその支出の目的、金額及び年月日。

第十条中「何人も」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「寄附を受け、又は」を削り、「寄附を受け又は支出」を「その支出」に、「寄附をし、又は支出」を「当該支出」に、「寄附又は支出の金額、支出の目的及び年月日」を「当該支出の目的、金額及び年月日」に、「但し」を「ただし」に改める。

第十一条第一項中「千円以上の」を「一万円を超える」に、「支出の金額、年月日及び目的」を「当該支出の目的、金額及び年月日」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「千円以上の」を「一万円を超える」に改める。

第十二条第一項各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に、「十日」を「二十日」に改め、同項第一号から第四号までを次のように改める。

一 当該政党、協会その他の団体のすべての収入及び支出(当該政党、協会その他の団体のためにその代表者、主幹者又は会計責任者との意思を通じてされた支出を含む)。

二 前号の収入のうち寄附で一件一万円を超えるものについては、その寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日。

三 第一号の収入のうち寄附以外の収入で一件

一万円を超えるものについては、その基因となつた事実、金額及び年月日

四 第一号の支出のうち人件費、光熱水費その他の自治省令で定める経費以外のものについて一件一万円を超えるものについては、その支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びに当該支出の目的、金額及び年月日

第十二条第二項中「寄附及びその他の収入並びに」を「収入及び」に改める。

第十二条第三項を次のように改める。

第一項の報告書には、次の各号に掲げる書面を添付しなければならない。

一 第一項第四号の支出について、前条第一項の領収書その他の支出を証すべき書面の写し（同項の領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難い事情があつたときは、その旨並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した書面）

二 当該報告書に係る会計帳簿、明細書及び前条第一項の領収書その他の支出を証すべき書面に就いての公認会計士又は監査法人の監査意見を記載した書面

第十二条第四項中「報告書」の下に「及び前項第二号の書面」を加える。

第十三条第一項中「寄附及びその他の収入並びに」を「収入及び」に、「左の」を「次の」に改め、同条第二項及び第三項の項番号を削り、同条第三項中「前項の報告書」を「第一項の報告書及び前項で準用する前条第三項第二号の書面」に改める。

第十四条第一項中「寄附及びその他の収入並びに」を「収入及び」に改める。

第十七条第一項中「寄附及びその他の収入並びに」を「収入及び」に改め、同条第二項の項番号を削り、同項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

政党、協会その他の団体が前項の規定により報告書を提出したときは、第六条第一項各号の区分に従い、当該選挙管理委員会又は自治大臣

は、遅滞なく、その解散し、又は第三条に規定する目的を有しなくなつた旨を告示しなければならない。

第十七条の次に次の一条を加える。

条第一項の規定による報告書をその提出期限までに提出しない場合において、当該政党、協会その他の団体が前項においても同項の規定により提出すべき報告書を提出していないものであるときは、第八条の規定の適用については、当該政党、協会その他の団体は、当該提出期限を経過した日以後は、第六条第一項の規定による届出をしていないものとみなす。

政党、協会その他の団体が前項の規定の適用を受けたときは、第六条第一項各号の区分に従い、当該選挙管理委員会又は自治大臣は、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

第十九条各号列記以外の部分中「二千五百円以上（数回にわたたりなされたときはその合計額による）」を「一万円を超える」に、「支出の日」を「その支出の日」に、「左の」を「次の」に、「支出の金額、年月日及び目的」を「当該支出の目的、金額及び年月日」に、「添附」を「添付」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第二号中「支出の目的」を「その支出の目的」に改める。

第二十二條を次のように改める。

第二十二條 法人等は、政治活動に関する寄附をしてはならない。ただし、政党又はその支部が寄附をする場合は、この限りでない。

何人も、前項の規定に違反してされる寄附を受けてはならない。

第二十二條の二 個人は、各年中において、五十万円を超えて政治活動に関する寄附をしてはならない。

何人も、前項の規定に違反してされる寄附であることを知りながら、これを受けてはならない。

第二十二條の三 何人も、外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織から、政治活動に関する寄附を受けてはならない。

第二十二條の四 何人も、本人の名義以外の名義又は匿名で、政治活動に関する寄附をしてはならない。

何人も、前項の規定に違反してされる寄附を受けてはならない。

第一項の寄附に係る金銭又は物品の提供があつたときは、当該金銭又は物品の所有権は、国庫に帰属するものとし、その保管者は、政令で定めるところにより、速やかにこれを国庫に納付する手続をとらなければならない。

第二十六條を次のように改める。

第二十六條 次の各号の一に該当する者（法人等にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者）は、三年以下の禁錮又は五千元以上五万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條第一項、第二十二條の二第一項又は第二十二條の四第一項の規定に違反して寄附をした者（選挙に關し、第二十二條第一項又は第二十二條の四第一項の規定に違反して寄附をした者を除く。）

二 第二十二條第二項、第二十二條の二第二項、第二十二條の三又は第二十二條の四第二項の規定に違反して寄附を受けた者（選挙に關し、第二十二條第二項、第二十二條の三又は第二十二條の四第二項の規定に違反して寄附を受けた者を除く。）

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（経過規定）

2 この法律の施行の際現に存する法人等（法人並びに法人でない社団及び財団をいう。以下同じ。）でこの法律の施行により新たに改正後の政治資金規正法（以下「新法」という。）第三條の政党、協会その他の団体に該当することとなるものは、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から七日以内に、新法第六條（新法第十八條において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届出をしなければならない。

3 前項の法人等は、同項の規定による届出をするまでの間、新法第六條の規定による届出をしたものとみなす。

4 この法律の施行の際現に存する政党、協会その他の団体については、新法第六條第三項中「第一項の規定による届出をする場合には」とあるのは、「政治資金規正法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第 号）の施行の日から七日以内に」と読み替えて、同項の規定を適用する。

5 選挙管理委員会又は自治大臣は、改正前の政治資金規正法第六條及び第七條（これらの規定を改正前の政治資金規正法第十八條において準用する場合を含む。）の規定により届出のあつた事項及び前項の規定により提出された党則等を、新法第七條の二（新法第十八條において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の例により、遅滞なく、告示しなければならない。

6 前項の告示は、新法第七條の二第一項の規定による告示とみなして、同条第二項の規定を適用する。

7 新法第十二條から第十四條まで及び第十七條（これらの規定を新法第十八條において準用する場合を含む。）の規定により提出する報告書には、政党にあつては施行日前の収入で新法第五條第四項の規定により寄附とみなされるものに係る新法第十二條第一項第二号に掲げる事項及び施行日前の寄附以外の収入に係る同条同項第三号に掲げる事項を、協会その他の団体にあつては施行日前の収入で新法第五條第四項の規定により寄附とみなされるもの及び施行日前の寄附以外の収入を記載することを要しない。

8 施行日の属する年に限り、新法第二十二條の二の規定の適用については、同条第一項中「各年中」とあるのは、「政治資金規正法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第 号）」

という。）から七日以内に、新法第六條（新法第十八條において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届出をしなければならない。

9 前項の法人等は、同項の規定による届出をするまでの間、新法第六條の規定による届出をしたものとみなす。

10 この法律の施行の際現に存する政党、協会その他の団体については、新法第六條第三項中「第一項の規定による届出をする場合には」とあるのは、「政治資金規正法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第 号）の施行の日から七日以内に」と読み替えて、同項の規定を適用する。

11 選挙管理委員会又は自治大臣は、改正前の政治資金規正法第六條及び第七條（これらの規定を改正前の政治資金規正法第十八條において準用する場合を含む。）の規定により届出のあつた事項及び前項の規定により提出された党則等を、新法第七條の二（新法第十八條において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の例により、遅滞なく、告示しなければならない。

12 前項の告示は、新法第七條の二第一項の規定による告示とみなして、同条第二項の規定を適用する。

13 新法第十二條から第十四條まで及び第十七條（これらの規定を新法第十八條において準用する場合を含む。）の規定により提出する報告書には、政党にあつては施行日前の収入で新法第五條第四項の規定により寄附とみなされるものに係る新法第十二條第一項第二号に掲げる事項及び施行日前の寄附以外の収入に係る同条同項第三号に掲げる事項を、協会その他の団体にあつては施行日前の収入で新法第五條第四項の規定により寄附とみなされるもの及び施行日前の寄附以外の収入を記載することを要しない。

14 施行日の属する年に限り、新法第二十二條の二の規定の適用については、同条第一項中「各年中」とあるのは、「政治資金規正法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第 号）」

という。）から七日以内に、新法第六條（新法第十八條において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届出をしなければならない。

らに当該報告書等には、会計帳簿等についての公
認会計士の監査意見を記載した書面を添付させる
ことといたしました。

第五に、政党、協会その他の団体が引き続き二回、その収支にかかる報告書の提出を怠ったときは、以後の寄付の收受、支出を禁ずることといはしました。

第六に、選挙管理委員会に報告を要する寄付、支出等の一件金額の限度を、一万円をこえる金額に引き上げることいたしました。

その他、これらの改正に伴う所要の規定の整備をいたしました。

以上が、この法律案を提案いたしました理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○福永委員長　これにて、本案に対する趣旨の説明は終了いたしました。

○福永委員長 次に、内閣提出、公職選挙法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。佐藤観樹君。

○佐藤(勉)委員 私は、きょう本法案に入る前に、御存じのように四月の二十五日には、前回の参議院選挙の投票についてあまりにも定数がアンバランスだったのじゃないか、あるいは四月の三十日には、前回の衆議院選挙にもやはり同じようなアンバランスがあったのじゃないかということについて判決が出ているわけであります。これは、民主主義の基礎に関する非常に重要な問題だと思ひますので、その点について、まずお伺ひをしていきたいと思うわけであります。

くどくど説明する必要ないと思いますけれど、参議院選挙の場合には、東京地方区と鳥取地方区を比べてみた場合に、その一票の価値ということからいいますと一対五・〇八、こういった比

率、つまり東京の人の一票の価値というのは鳥取の人の五分の一の価値にしかならない、こういうような現状でいまの定数が行なわれている選挙というものは、はたしてほんとうに妥当なものだろうか、こういう疑問をだれしも持つところであると思うのであります。

それです。大臣にお伺いをしたいわけであり、すけれども、これは違憲であるかないか、これは裁判所独自の判断ということになるかと思ひます。が、少なくとも政治的にはあるいは立法府と行政府という立場からいっても、これはこのまま放置できる問題ではないと思うわけであります。

まず第一にお伺いしたいのは、この判決では、まだこれは違憲というような状況になつていないのだという判決になつてゐるわけでありまして、まず全般的な御感想を大臣にお伺いをしたいわけでありまして。

○町村国務大臣　先ごろの四月の二十五日における最高裁の判決についてですが、これは最高裁が関知いたしておりますように、法律的に申しましようか、言うならば、確かに最高裁の判断というようなことになるのではないか、かように私どもも考えるのでございます。ただ、いま御指摘もございましたが、しからば東京都と鳥取県というもののを対比して見ましたときに、一対五の割合であるということが政治的に考えて一体はたして妥当であるかというふうに考えてみますと、私もこれについてはかなりの疑問を持つものでございます。もちろん選挙人と被選挙者との数がきわめて正確に公平に行なわれるということが一番望ましいことは、これは言うまでもないことであります。しかし、現実の問題としてはそう簡単に理屈どおりにはいきかねる諸般の事情のあることは申し上げざるまでもございませぬけれども、しかし、大局的に考えてみました場合に、一対五というような割合が妥当であるかどうかということになり、ますれば、政治的に判断をいたしてみますと、これは妥当だというふうに私もどうも考えるわけにはまいらないという感じを持っておるわけでござ

さいます。

○佐藤(委員) 昨年の七月の東京高等裁判所では、いまの議員定数というのはやはり「明らかに不均衡で、違憲の疑いがある」という判決が最高裁判所では出たわけでありまして、それが、今度の最高裁判所に行きましたら、しかもこれは小法廷で行なわれたというのは非常に問題だと思ふのでありますけれども、その辺のところに、現在のこ

の最高裁の判事の構成ということまでさかのぼつてくるわけですが、結局いまの結論は、最高裁の小法廷の結論は、三十九年の二月に出た高裁判所の判決、この判決に逆戻りをした、こう見ざるを得ないと思うのですね。しかも、三十九年の二月の最高裁の判決のときには、この訴えの二つの場合は、東京と鳥取の場合はまだこの比率が一對四だったわけですね。今度の問題は、さらにその格差、アンバランスが拡大をして、約一對五とさらに広がっているということ、それをなおかつ、これは裁判ということ、また別の観点だということに置いておいていいのかどうか、これはまた別個の問題だと思ふのでありますが、もう一度重ね

てお伺いをしたいわけでありませうけれども、昨年の高等裁判所の判決では、この現状のような「議員定数は明らかに不均衡で、違憲の疑いがある」そうしてその前提として「選挙区ごとの議員定数を規定した公選法の「別表二」について「この一事のみをもつてしても、違憲の疑いがある」という考え方が昨年の高裁には出ているのですね。それで、われわれの責任もあるわけですが、「国会会において近い将来、現情勢に即して不均衡を除去するため、何らかの決定が行われることを期待せざるを得ない」とまでいい切っていた。」わけですから、大臣の立場から違憲ということはなかなか

これは言いくいかと思いますが、いまの大臣の御答弁をお伺いをしますと、昨年の七月の高等裁判所の判決、大体これを支持なさるというふうに理解してよろしゅうございますか。

○町村国務大臣 昨年の東京高等裁判所の判決と、このたびの最高裁の判決とは多少感じが違

うわけであります。御承知のように、昨年の高等裁判所の判決におきましても、最終的には違憲ではない、大体こういう判決を下しておるといふうちに私も承知をいたしておるわけでございます。ただ、その判決を出すに際しましての経過においての判決の中で、いま佐藤議員が御指摘になりましたような部分があったというふうに私も承知をいたしておるわけでございます。

そこで、現在の定数の不均衡が違憲であるかどうかというについては、やはり裁判所が最終的な判断を下すものであることは言うまでもございませぬ。したがって、この判決は判決として受け取らなければならぬ、かように私どもは考えております。ただ政治的にあるいは常識的に考えてみました場合に、いまのような一対五ということになつてまいりますれば、やはり必ずしもこれは妥当だとは言えないのではないか。したがって、こういう妥当でないという状況をいつまでも放置しておくということとは適當ではないということは言うまでもないと思います。

ただ御承知のとおり、こういった問題を改革をするというのには、選挙法全体の中におきましていろいろやらなければならぬ問題の一つとしてこれは取り上げべき筋合いのものであらう、こう思うのでございまして、政府としても、さきに御承知のように選挙制度審議会にこれらの問題をも含めての検討をお願いをして、報告をいただいておりますことは申し上げるまでもございせんが、これをいよいよ具体化してまいるといふことには多くの困難がございまして今日に至っておるといふことはあらためて申し上げるまでもないところでございます。

○佐藤 純委員 もう一步質問を進めまして、今度の参議院選挙に対する判決、つまり最高裁判所的小法廷の判決の中では、「現行の公選法別表第二が選挙人の人口数に比例して改定されないため、有権者が主張するような不均衡を生んだとしても、その程度ではいまだ極端な不平等には当

たらず、違憲問題を生ずるとまでは認められない」ということが出ているのですね。一昨年のもは、「定数は、立法府の裁量。投票の価値の不等等は、また、国民の正義公平観念に照らし容認出来ない程度に至っていない」ということになっていくわけですね。いままさに大臣のお考えは、これを具体化するにはなかなかむずかしい。これもわれわれの立法府の責任もあると思いますが、むずかしいことはわかりますが、その一對五というのは、これはどう見ても判決にあるように、いまだに国民の正義公平観念に照らし容認できない程度ではないという最高裁の判事の方々は東京の最高裁の判事の方々の数字の観念というのは非常に疑問を持つわけなんです。悪いことではない、法律の勉強ばかりして少し数字をやらなかったんじゃないかという気がするわけですね。私なんか国会の中で経済ばかりやっていると、十年で倍にするために、よく平均成長率七割ずつとあるので、やっとな年で倍になるわけですね。それを五倍まで、いまだにこういった感覚というのは、どうもその判決について非常に常識を疑わざるを得ないわけですが、そこで問題になってくるのは、一体どのあたりまで容認できるんだというのか。これは大臣に対してはきわめて過酷な質問になるかもしれませんが、私は二倍というのもやはりちょっと問題があるんじゃないかと思うのです。東京の人の二人と鳥取の人の一票とが一緒、等価値に政治制度上なってくる。二倍でも私はまだやはり問題があると思うわけですが、いまなかなか過酷な質問になるかもしれませんが、大臣は一体、じゃ、どこまでくれば、この裁判を離れて、どの辺までくれば常識的に現状の中で容認できるとお考えになっていらっしゃるのですか。

○町村国務大臣　たいへんこれはお答えのしにくい御質問でございますが、一体どの程度までいけば容認できるか、どの程度までをこれば容認すべきものではないかということについては、これ

けで、話は簡単ではありませぬけれども、私は、地方代表的な意味——まあわれわれの仕事の中には当然それはあるわけでありませぬけれども、そのことと定数の不均衡という問題とは必ずしもマッチしない問題だと思つておきます。

もう一つ伺いをしておきたいことは、これは新聞の記事に土屋部長の名前で出ておられるわけでありませぬけれども、参議院選挙の訴訟に對しての最高裁の判決について、新聞の小さな記事でありませぬから、私は必ずしも正確に伝えているとは思ひません。たゞ、定数不均衡が違憲でないとの判断は当然と思つて、格差があまり開くのは問題であり、選挙制度審議会でも、定数は正が常に大きな議論になっている。自治省としては、きわめて重大な問題なので、時間がかかっても慎重に對処しようというのが基本的な態度だ」ということ。それからもう一つ日経のは、「妥当な結論である」と考へる。定数は正問題は選挙制度の抜本的解決策の中で解決するというのが政府の考へ方だ。極端な定数の不均衡は是正すべきだというのが第七次選挙制度審議会の大勢であった。衆参両院の選挙制度をどうするかという基本的制度の検討の中で、この問題が今後取り扱われていくことになる。こういうことをいわれているわけでありませぬ。もし若干ニュアンスが違つていましたらまたお話をしたいだけはいいわけでありませぬが、またいまも大臣も、全体的な選挙制度の見直しの中でこの定数は正は考へていかなければいけないということをおっしゃられているわけですね。

解決策の中でこの定数は是正しなければならぬというものではないと思つておられます。この問題、定数のアンバランスというものをだけ分離して、現状の制度の中で解決をしていく。それが少なくも政治不信をぬぐっていく一つの手段にならうと私は思つておられますけれども、その辺を土屋部長もけつこうでし、大臣もけつこうであります。お答えをお願いしたいと思います。

○町村国務大臣 いまお尋ねの件について、先ほど私は、こういった定数の問題というのは、選挙制度全体の改革の中でやはり取り上げてまいるのが至当であるというふうに申し上げたのでございませぬ。確かに、いま佐藤議員が御指摘になりましたように、定数の問題だけを切り離して改正をするということは、必ずしも不可能なことだとは私は考へませぬ。やろうと思へばできないことはございませぬけれども、しかし、選挙制度全体にいろいろ不合理な点が次第に出てまいつてきておるのでございまして、そういった問題を改正をしなければならぬという意味においての選挙制度審議会の御報告等もあるわけにございませぬので、やはりこういった重大な問題に手をつけるときには、われわれとしてはそれだけを分離して取り上げるというよりは、全体を取り上げることとし、その一環としてこの問題を取り上げること、これが、私はやはり適切な政治的な措置ではないかというふうに考へて、さように申し上げたわけにございませぬ。

○佐藤議員 私も議員の一人でありませぬから、選挙区というのは非常に大事なんです。これは議員である限り非常に自分自身にとつてとても大切なことであると思つて、大臣がいま言われたように、一切がささいな定数も含めて、あらゆる制度全部の改革を一挙にしたいと思つて、これは大改革になりますから、たいへんな政治的問題でもありますし、たいへんな抵抗の部分もありますし、なかなかこれは容易なことじゃないと思つておられます。それを待っているうち

に東京あるいは神奈川の票はだんだんと重みがなくなつてしまつて、五分の一だ、いまに六分の一だ、七分の一だとなつてしまつて、そして何とか投票率を上げようと思つて、やれ時間を長くする、かねや大鼓をたたいてやるといつても、現実に過密の問題というのは一向に解決をしていかない。これではますます政治不信というのは増す一方だと私は思つておられます。そういった意味で、何も定数は正だけの問題が重要なんではありませぬが、少なくともこの民主主義の基本である定数の問題というのは非常に大きなウェイトを占めておると私は思つておられます。

そこで、この問題の最後には大臣にお伺いをしておきたいのは、このままではほんとうにますます投票率も下がつていくでありませぬし、何も制度だけの問題じゃなく、いまの政策あるいは自民党のやつていける政策にも問題があると思つておられますが、このままではますます政治不信というのが助長されていく。それは端的に投票率にもあらわれていくだろうし、政治的には左右に分極化していく、こういうふうになつていくだろうと思つておられます。その意味で、選挙制度、特に定数は正の問題というのは非常に大きな問題であると思つておられますが、大臣の認識として、定数は正の問題と現在の政治不信の問題、投票率の下がつていく問題、この辺のところはどういうふうに関連づけて考へていらっしゃるか、御意見を伺ひたいと思つておられます。

○町村国務大臣 私どももこの定数問題というのは実は非常に重大な問題だと考へておるのでございませぬ。ことに、私が申し上げますまでもなく、最近衆議院と参議院というものが全く同じような状態になつてしまつておる。二院制度の根本精神から考へてみましても、一体現在のような参議院であつていいのかどうか。しかし、この問題を基本的に改正をするということになりますれば、当然憲法改正の問題に触れてくるわけにございませぬ。したがつて、現行憲法下の中であつて、一体、参議院の独自の性格なり立場というものがあ

つと鮮明になるような定数の是正ということもあり得ないのであるかどうかであらうかといったようなことも実は議論をされておることはあらためて申し上げるまでもございませぬ。

先ほど佐藤議員は、特にアメリカの上院のような考へ方で地方区というものを考へることができないのかどうかという、ちよつとそれに触れての御示唆があつたように私は思つてございませぬ。私どもはそういった考へも確かにございませぬ。私どもはそういった意味から申しますと、確かにいまの現状のままで特に定数は正を考へるという行き方もございませぬし、現行憲法下の中においてさうにもう少し一歩進んだ考へ方といひましようか、もつと違った角度からの改正ということもすでに一部からは提起されておるというやうなことも私どもも承知をいたしておるわけにございませぬ。したがつて、一たび改正をいたしますからには、そういった諸般の国民的な判断、要請というものも十分踏まえながらこれに對処していかなければならぬということはいふまでもございませぬ。そこで、確かに現状では投票率というものが次第に低下をするということは御指摘のとおりでございませぬ。しかし、投票率の低下ということがはたしてこの選挙区制のみに関連をする問題かどうかというところになりますれば、これは必ずしもそうばかりは言えないいろいろな事情が交錯いたしまして、投票率の低下というものを引き起こしておるという点があることは、これもまた言うまでもないところにございませぬ。一番激しい極端な例を引きます。その中間のところには実はいろいろなケースがあることもこれまで申し上げるまでもございませぬ。いずれにいたしましても、最高裁の判決は、おそらく最高裁としてはあつた判決を下すのがやむを得ないことであつたんじゃないかと、われわれ定数の問題を考えています場合には、それはそれとしておきまして、やはり国民の納得の得られるやうな改正の方向を目ざして、今後努力をして

まいるというのが当然われわれの取るべき態度であらう、私はかように考えておるのでございす。ただ、先ほど来たたびたび申し上げておりますように、事は口で言うことは容易でありますけれども、現実問題としてこれを取り上げてまいらうということになりまると、多くの問題点をかえりておることは申し上げるまでもございせんので、こういった判決等のごさいました機会を契機として、さらにこのことにはひとつと真剣に取り組んでまいらなければならぬ重大な問題だ、かように承知をいたしておるわけでございす。

○佐藤(親)委員 この定数は正の問題は必ずしも行政府だけに責任をおつかぶせるというのはいろんな意味で間違ひもあらうかと思ひます。われわれ自身の立法府のほうも当然考えていかなきゃいかぬことだらうし、これは単に党利党略だけじゃなくて、全体的な国民的なコンセンサスが得られる方法というのを今後さらに模索していかなければならぬ問題だと思ひます。その意味で、半分が四分の一の責任は立法府にもあると思ひます。ただ、大臣が言われたように、何でも定数の問題以外に一切がさい選挙制度と一緒に考えなきゃ改正できないという問題ではないと思ひます。ある意味ではもっと公平にできるならば、自動的な定数は正しいようなことも、イギリスにはそういうようなものがあるやうでありますけれども、考えられるだらうと思ひます。

いつまでやっていてもこれはなかなか論議が尽きませんので、この問題はこれだけにしておきたいと思ひます。

あと本法について二、三質問しておきたいと思ひます。

まず公選法の四十九条であります、いわゆる在宅投票制度の資格の問題で、法文上は「選挙人で身体に重度の障害があるもの」ということになつてゐるわけでありまうけれども、この重度の障害というのは、いわゆる身体障害者福祉法あるいは戦傷病者特別援護法にいうところの重度とい

う意味なのか、あるいは、あとのほうで「政令で定める」となつておりますので、さらにそれは拡大をされてゐるものなのか、いわゆるこの二法のどの何級までを重度というふうにいふてゐるのか、そのあたりをまずお伺ひしたいのです。

○土屋政府委員 対象者の範囲については一応政令で定めるといふことにはいたしておりますが、いま御指摘の範囲につきましては、身体障害者手帳に身体上の障害の程度が下肢または体幹の障害にありましては一級または二級、それから心臓または呼吸器の障害にありましては一級または三級に該当するものとして記載されておるものを対象にしたいといふふうな考へておるわけでございす。それから戦傷病者手帳に記載された身体上の障害の程度は、大体ただいま申し上げました身体障害者手帳上での各クラスに相当するもの、それを想定をいたして政令で規定したいといふふうな考へております。

○佐藤(親)委員 ということは、戦傷病者特別援護法の場合には第二項ぐらいまでを考へてゐるということですか。

○土屋政府委員 大体いまおっしゃつたように特項から第二項程度でございす、症状のいかんによつては若干第三項症にかかるとも出てくるかも知れませんが、そこは専門的な方々の御意見も聞いて最終的に決定をいたしたいと思ひております。

○佐藤(親)委員 身体障害者福祉法の三級というのは「一下肢を大腿の二分の一以上で欠くもの」それから「一下肢の機能を全廃したもの」つまりほとんど片足になつたやうな状態まで三級になつてゐるわけですね。それから戦傷病者特別援護法は、いま一応第二項症といふことまでいわれてゐますが、第三項症は「膝関節以上ニテ一下肢ヲ失ヒタルモノ」それから第四項症は「足関節以上ニテ一下肢ヲ失ヒタルモノ」こういうところまで第四項症までは入つてゐるわけですね。私は、やっぱりそのあたりまで入れるべきではないか、いろいろ全部ずつと読んでみたのですけれども、

このあたりまで、つまり片足御不自由な方くらいまでは入れるべきではないだらうか、こう思ふのであります、いかがでございすか。

○土屋政府委員 身体障害者の場合は、第三級になりまうと、大体一下肢の機能がなくてそれで歩行困難と申しますか、一下肢についての障害といふものが主体でございす。そういうことで、身体障害者については下肢、体幹については一、二級ということではいたしておるわけでございす。

もう一つの戦傷病者に関連いたしましては、御指摘のように戦傷病者につきましても第三項症については下肢の部分は一下肢というのが主体でございすけれども、ただ呼吸器機能とか心臓の機能とかいふやうなものは第三項症でも身体障害者の一級、三級に該当するといふものがございすので、そういったものは第三項症でやつても対応するものとしてこれに含めていきたいといふふうな考へております。

○佐藤(親)委員 それから、時間がないものですからしよりますけれども、この四十九条の二項で「これを郵送する方法により行はせることができる」といふことなんですか、これは具体的に、その重度の障害のある方々におそらく証明書が何か発行して、投票券をその方々が請求をして、そして郵送して投票するということになると思ふのですけれども、その簡単な手続と告示の期間といふのは、一体それはどういう状態での選挙の告示になるのか。そのあたりの概略をちょっと教えてもらいたい。みんなこれ、政令といふことになつてゐるので、どうもこの法案ではイメーがわかないわけですね。

○土屋政府委員 不在者投票制度に關します政令については、まだ確定的な成案は得てないわけではございす、大体予定してあります事項は、先ほど申し上げました対象者の範囲といふものをどうするかといふこと、それから御指摘のやうに、投票に至るまでの一連の手続に關することを

想定しておるわけでございまして、範囲がきまりますと、次に郵便により投票するための証明書の交付に關する事項を規定をいたしたいと思ひております。該当事につきましても、あらかじめ選挙の便のために身体障害者手帳等を市町村の選挙管理委員会に提示をいたさしまして、そして有効期間はまだ定めておりませんが、一定の有効期間を有します証明書の交付をいたしたい。そういったことを規定する。

それから次は、投票用紙等の請求と交付の方法について規定をいたしたい。それはただいまの証明書の交付を受けました選挙人が、一定の期日までに市町村の選挙管理委員会の委員長に郵便によつて投票用紙等の交付を請求するといふ手続。そしてその際には、先ほどの証明書を添付して請求をするといふことにはいたしました。請求を受けた選挙管理委員会の委員長が、郵便によつて投票用紙等を選挙人に交付するといふ一連の手続。

それから最後に、投票の方法につきましても、投票用紙等の交付を受けた選挙人は、現在その場所です投票用紙にみづから候補者一人の氏名を記載をする。自書主義でございす、氏名を記載をいたしまして、投票用紙を、まあ内封筒でございす、それに入れて封をして、そしてこれを他の投票用紙、いわゆる外封筒でございす、それに入れて封をして、これに宣誓のための署名その他必要な事項を記載をいたしまして、これを送付用封筒に入れて、郵便をもって市町村の選挙管理委員会の委員長に送付をするといふ、一連の手続を考へておる次第でございす。

ちょっと言ひ忘れました。それから最後のお尋ねは、たぶん施行する時期、この規定を適用する時期の政令はいつになるかといふこととございす。よろしく。

○佐藤(親)委員 いえ、そうじゃなくて、選挙の告示の期間があるでしよう。告示、つまり選挙運動をやつていふというスタートの時期がありまう。投票権を請求するのは選挙に入つてからなのか、その前にやるのか、その辺の時間的な間

題なんでしょう。

○土屋政府委員 どうも意味を取り違えまして失礼をいたしました。本人が投票用紙の請求をいたしました場合については、まだ最終的な決定をいたしてないわけでございますけれども、現在の出かせぎ者の方でも、選挙の公示、告示がある前に請求ができるというふうな取り扱いをいたしてあります。そういったこと等から見て、取り扱いとしては、選挙がある程度確定するという見込みがつかますれば、そういった請求もしておくというところも一つの方法として考えられるでございます。

ただ、それをいつまでにやるかということになりますと、投票に十分間に合う時間的な余裕ということも考える必要がございますので、それは一定の期日までに請求をするというふうなかつこうにしてはどうであろうかというふうに考えて、詰めをいたしておるところでございます。

○佐藤(観)委員 それからもう二点だけ聞いて、私の質問を終わるのですが、一つは施行期日が、いわゆる在宅投票制度については「公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」ということになっておりますけれども、とにかく五月、六月に通ると、それから一年以内ということでありまして、御存じのように来年の三月、四月には統一地方選挙があるわけですね。一体これは自治省としては、統一地方選挙に間に合わせよう、あるいはそのときには実際に在宅投票制度が実施できるようにしようというつもりなのか、つもりじゃないのか。われわれは考えたところでは、わが党案も出ておるわけでありまして、何とかの参議院選挙に間に合わせたいと思つたわけでありまして、事務的にはなかなかむずかしいということでありまして、遺憾でありますけれども、しかしとにかくこの施行期日というのは統一地方選挙に間に合わせるつもりなのかどうか、これが一点。

もう一点は、いわゆる選挙公報の配布の問題でありますけれども、この法案上は、つまり新聞折

り込み等の方法を使う場合には、「特別の事情があるとき」ということになっておりますね。「市町村の選挙管理委員会」は、「都道府県の選挙管理委員会」の承認を得て、「ということになって」るわけでありまして、けれども、「特別の事情」というのは一体どういうときなのか。そうして「承認を得て」というからには、承認されない場合がおそらくあるんだと思うんですね。それは一体どういう場合は承認がされないのか。

それからもう一点は、「新聞折込みその他これに準ずる方法」による配布を行うことによって、「という条文がありますが、「これに準ずる方法」というのは、一体どういうことを考えていらっしゃるのか、これだけお伺いしたいのです。

○土屋政府委員 いま御指摘のように、この在宅投票制度をいつから適用するかということでございますけれども、私どもとしてはPR期間も必要でございますし、また先ほど申し上げましたような証明書の申請、交付、そういった手続等も必要でございますので、一応法律上は一年以内で政令で定める日から施行するということにいたしておりますが、できるだけ私どもとしてはそういう準備は急ぎまして、明年予想されます統一地方選挙にはこれを間に合わせたいという基本的な態度で、作業を進めていきたいというふうに考えております。

それから第二は、選挙公報についての御質問でございますが、この特例規定が適用されるべき「特別の事情」というものはどういうことかというところでございます。御承知のように現在の公報というものは、一応各戸に職員なりあるいは自治会なり行政協力員などの自治組織の協力を得て配布するというような仕組みになっておるわけでございますけれども、それが最近におきましては、大都市あるいはその周辺部のような地域では、非常に急激に人口も増加いたしております、人口流動も激化をいたしておりますし、居住態様も非常に複雑化しておりますので、次第に従来のような配布方法をとることが困難となっております。

わけでございます。そういった事情から、やむを得ず宅配業者等に委託してやっておる例もあるわけでございますけれども、有権者世帯の把握の困難性といったようなこと、あるいは配達員のふなれといったこと等から、なかなか配布漏れということも避けがたい、そういったような事情も出ておるわけでございます。したがって「特別の事情」と申しますのは、そういった特別な地域等市町村の職員による配布とか、あるいは自治会、行政協力員等の自治組織の協力による配布が現実問題として非常に困難である、その他の方法によっても配布漏れの防止を期したい、そういった状態にあるために、今回の改正法案にございまして「新聞折込みその他これに準ずる方法」とすることによって、かえって効率的な配布が可能となる、結果的には有権者の選挙公報の入手の便宜を期し得るといったような事情があるということを考えておるわけでございます。そういった特別な事情がある場合に府県の選挙の承認を得てやるということにいたしておるわけでございます。

それから、府県の選挙の承認というものは、ただいま申し上げたような事情を十分検討いたしまして、そういった特別な事情があるかどうか、あるいはまた特例規定によって市町村の選挙管理委員会がどうしておる配布方法というものが適当かどうか、そういったことを十分検討していただいて、その適正を期するというにしたいと思つておるわけでございます。

それから、これに準ずる方法というものがございまして、こういった方法が考えられるかということでございます。従来の配布の特例というのは、市町村の選挙管理委員会がその職員に分担して配布をさせるとか、先ほど申しましたように、自治会とか行政協力員などの組織の協力を得て配布いたしますとか、その他それに準じた配布方法によりまして各世帯に配布をするということをやっておりますが、それがなかなか困難な場合に今回の特例をやるわけでございます。

そこで、一般的に申しますと、これに準ずる方法といえますと、有権者の各世帯に完全に配布するということは必ずしもできないけれども、現実にとり得る配布方法のうちで、できるだけ多くの有権者の世帯に選挙公報を届け得るような効率的な方法をさすものであるというふうに考えられるわけでございます。現在考えられる具体的な方法といたしましては、新聞折り込みに準ずると申しますと、たとえば新聞販売店はいろいろな新聞を配っておりますが、新聞に折り込まないで、配っております配達世帯ごとに一部ずつ配布をするといったようなことも、折り込みではないけれども、それにかわる一つの方法であろう。そうなる場合は重複ということが避けられるといったような利便もあるかと思いますが、ただ配達業者から見れば、あるいはやっかいな配布の方法になるかもしれません。準ずるとする場合、直ちにほかにも有効なものは考えられませんが、似たような方法でいいますようなやり方をすることが想定されるわけでございます。

○福永委員長 山田芳治君。

○山田(芳)委員 ちょっと関連をして質問をさせていただきます。

先般の京都府の参議院の補欠選挙にあたって、知事選挙と参議院選挙、約二週間以上ダブル選挙をやっているわけですね。これに関する法律は公職選挙法第三十四条による選挙期日の特例、すなわち補欠選挙はその行なうべき理由が生じた日から四十日以内に行なうということとともに、その手続として、百十一条第一項、すなわち「衆議院議員及び参議院地方選出議員については、国会法第百十條の規定によりその欠員を生じた旨の通知があった日から五日以内に、内閣総理大臣は自治大臣に通知し、自治大臣は都道府県知事を経て都道府県の選挙管理委員会に」通知をする、こういうふうになっているわけでありまして、従来からの例を見ると、たとえば現在行なわれている高知県の参議院の選挙を見ましても、その欠員の生じた理由が起つてから通知に至る間は、できる

だけ選挙の事務手続というものを十分配慮する形で、一週間以上、二週間の間を置いて通知をされるという形になっているのであります。京都府の参議院の補欠選挙の場合は、十三日に欠員が生じたら直ちに翌十四日には通知が来ている。選挙の立場からいえば、事務手続が非常に困る。具体的に一つ言うならば、たとえば現在大都会においてはポスターの掲示場といったようなもの場所をさがすのに四苦八苦している。それにもかかわらず、知事選挙が施行されているところへまた同じように掲示板を立てていかなければならないというところで、非常に苦勞をしている。これは非常に政治的であるというふうにいわれておりますが、私は政治的な問題についてここで論じようとは必ずしも思わないけれども、地元の人たちはすべて、これは非常に政治的なやり方であるということを書いておきます。ここに朝日新聞がおります。朝日新聞が正しいかどうかは別として、そのことについても論評をしております。「府選管が自治大臣から「議席に欠員が生じた」との通知を受け取るのは、通例、その後一、二週間たつてからだ。ところが、今回、府選管は翌十四日に自治省から「通知を送った」との連絡を受けている。電光石火だ。「混乱を避けるため、知事選後に参院補選告示」を考えていた府選管は、意外な表情である。」と書いてあるわけですね。私の調べたところでは、こういった補欠事由が生じた場合の通知というものが地元選管に到達するのは、いま新聞に書いてあるとおり、私も自治省の選挙局におってよく知っておりますが、一週間以上、二週間ぐらいいは地元の選管と話し合っているというのが、適当であるということを含めていくというのが、こういった選挙の執行上の配慮であることは当然であるわけでありまして、今回、このように電光石火のごとくやって、知事選挙と参議院補欠選挙がタブっている期間が十数日、二週間以上にも及ぶということは一体どういふことであるかということについて、いま言いましたように、地元では非常に疑問を持っておるということ、特に政党関

係者は選挙をあれもこれもやらなければならぬ。しかも知事選挙と同時に国会議員の補欠選挙が行なわれるというように、選挙自身としてもたいへんな手数であるし、政党関係者も多くの選挙をかかえてたいへんな選挙をやらされたというわけでありまして、もう少しそういう点の配慮というものがどうして行なわれなかったか。ということとは、逆に言えば、非常に政治的であったという批判が生まれるのが当然である、こういうふうな思ふのですが、これはどういふことでしようか。

○町村国務大臣 先般の京都府におきまして行なわれまして補欠選挙の場合、自治大臣から府の選挙管理委員会に対する通知がたいへんに電光石火的に早く行なわれて、そのために地元の選挙管理委員会もたいへん困難な多忙な目にあわされた。まことに政治的な判断で行なわれたのではないが、こういうお尋ねのように伺ったのでございますが、実はいままでも、かなり早く通知をされた場合、かなりゆっくりにされた場合等、いろいろの例がございます。これは御承知のように、ちょうどこの期間に、四十日の期間以内にゴールデンウィークというもののひつかかるおそれがあるというふうなことは私も考えられましたので、できるならば通常の日曜日を投票日とするということが適当であろう。そうなりますれば、いま申し上げましたように、どうしてもできるだけ早く選挙に御通知を申し上げることが適当であろうという判断に基づいて御通知をいたしたというわけでございます。これは政治的に特別な配慮をいたしたというわけではないということとをひとつ御承知をいただきたいと思います。

○山田(芳)委員 それならば地元の選管と十分に話し合せて、連休その他があるが、投票率の問題を言われているだろうと思うのでありますが、もう少し打ち合わせをした上でおやりをいただくというのがしかるべき処置であつたと思う。管理課長おられますか。選挙部長でもけっこうですが、そういう措置をとられましたか。

○土屋政府委員 御承知のように、補欠選挙の場合

合は、当該都道府県の選挙のほうで告示をするということでございます。したがって、選挙関係の方も見えになりましたし、私ども知事選挙と重なった場合のいろいろな事務的なことなども話を聞いております。いろいろとそういうことも勘案して検討したわけでございますけれども、どうも通知があまりおくれまして、ただいま大臣からお話し申し上げましたように、ゴールデンウィークにかかる。そうすると、従来から見ても非常にぐあいが悪かろうといったようなこともございましたし、それにある程度、選挙においては二週間程度は準備が必要だ、最低それくらいは必要だというふうなことも勘案しまして通知をいたしたわけでございます。いろいろその事情は聞いた上で、こういった形でやむを得ないだろうというところでいたしたわけでございます。

○山田(芳)委員 そうすると、ここに書いてある朝日新聞の報道の「混乱を避けるため、知事選後に参院補選告示」を考えていた府選管は、意外な表情である。」というの、これは朝日新聞が適当に書いたものであつて、十分地元の選管と打ち合わせをされ、選挙も納得した上でやられているというふうな理解をしてよろしいわけですね。

○土屋政府委員 先ほども申し上げましたように、選挙といたしましては、たとえば宇治市のごときはかなりの選挙が重なるといったようなこともございまして、そういった事務的な面での困難性ということも話がございました。そういった意味では選挙としてはある程度おくらしてもらつたというふうな意向もあつたことは事実でございます。しかしながら、そういった事務的なこともやれないということでもないだろうし、全体として通常常識的に考えてやりにくい時期に選挙をやるといふこともどうであらうか、といったあたりにも、それが済むまでおくらすということももちろん問題であるというふうなことで、大体そういった線でもやらざるを得ないということで通知をいたしたわけでございます。

○山田(芳)委員 それは非常に不親切なんですし

て、政党のサイドからいっても候補者をどうやって選ぶかというのには相当の期間それぞれ要るわけですよ。急の欠員ですからね。だから、やはり選挙を管理する人たちがそういうふうな言っているんだし、しかも政党からいっても候補者の選定というのはそう簡単にできるものではないわけでありまして、やはりある程度の余裕を持ってやっていく。しかもこの公職選挙法の三十四条等のそれぞれの期間というのは訓示的規定であつて強行規定でないというところははっきりしているわけですから、やはりみんながスムーズに行なえるような期間を十分に置いて配慮していくべきだ。それが何よりの証拠にはそれ以外の補欠選挙はすべて私の知る限りにおいては一週間以上二週間たつて通知をされているという実態が——ここでごまかく例を言いませんけれども、そういうことが現在まで行なわれている自治省の地元選管との話し合いにおけるやり方である。いまの話は聞いてみると、どうもやはり地元の選管としては延ばしてほしいといったけれども、そういうことを考えて押しつけたというふうにとられるわけであつて、こういうやり方はまさに政治的だといわれる非難を招くゆえんになる。大臣がいかに政治的でないといわれても、政党サイドからいえばもう少し余裕を持ってやるべきであるというふうには私は考え、地元の人たちはいまの答弁で納得はしないというところだけは申し上げておいて、あと法律案の関連事項を一つ、二つ質問させていただきます。

在宅投票制度として巡回投票制度を採用すべきではなかったか。なぜかという、選挙の公正の確保について、やはり投票管理なり監視という立場において巡回投票制度のほうがすぐれている。これは非常に手数はいへんだけれども、数はきまつておるわけでありまして、しかも不在者投票制度、今度の身障者の対象者を、一定限度の狭い範囲に限定しているのではありませんか、巡回投票制度を採用すべきであつたのではないかというのが一点。それからその次に、新聞折り込みを

行なう場合の新聞というのとは一体どういう基準で採択されるか。たとえば政党の機関紙「赤旗」、まことに失礼ですけども、あるいは日刊紙に入ってくれともしわれた場合に、折り込まれることになり得るのかどうか。政治的な意味でなしに法律的にですよ。そういうことも起こり得るのか。新聞折り込みと書いてあるその新聞の趣旨で、これは一体どういうふうにかけるかということがあります。適当な場所というのとはどういう場所をいわれるかというこの二点をひとつお伺いしたいと思います。

○土屋政府委員 在宅投票制度を考えました場合に、私どももいたしましたが、公正を確保するという見地からいろいろな方法を考えたわけでございます。社会党案にもございますように、巡回投票制度ということも一つの考え方はございましょう。選挙の公正確保という点ではすぐれた面もあると思うわけでございます。いろいろそういう点も考慮したわけでございますけれども、その点につきましては短い選挙の期間でございまして、その間に非常に事務が集中して、多忙な選挙管理委員会の職員できわめて多数の該当者を対象に巡回投票制度というものを実施するということは、非常に困難であるということが一つでございます。またその場合にそれは他部局の職員の応援を求めたらどうか、あるいはまた民間人を起用したらどうかというふうな意見も出るだろうと思うわけでございますけれども、他部局の職員を非常にたくさん応援を求めるということも、他の日常業務に支障を来すということも懸念があるわけでございますし、そういった点からなかなかたくさんの方の応援を求めることはむずかしい。そしてまた選挙事務の性格上、複雑でまた厳正な手続に十分習熟していなければならぬといったことが要請されるわけでございます。それとまた民間人を起用するということも考えましても、非常に公正中立の立場でなければならぬというこのこともまた要請されることであらう

うかと思うのでございます。そういった点から見ても、なかなかこういった時期に多くの人を集めることもむずかしいという点がございまして。特に多数の対象者を有します大都市、たとえばいつも例に出るわけでございまして大都市、人口七十万をこえておりますような世田谷区とか大田区といったようなところでは、身体障害者だけでも八百人ぐらいおる、あるいはまた寝たきり老人等加えれば二千人ぐらいおるといふようなことでございまして、こういった都会では、管理者と立ち会い人を最低三人以上のチームで編成をいたしまして、一日に回れる数が非常に限定される状況でございまして、これは世田谷区の担当者あたりからも聞いたことでもございまして、一日十五軒以上は回れないといったようなことも言っております。そういったことになりまして、非常に多くのそういった管理者あるいは立ち会い人をお願いしなければならぬということになるわけでございまして、それがたまたま申し上げましたような手続的に非常に選挙事務に習熟しておることとか、あるいは公正中立な人でなければならぬといったような点等から考えまして、なかなか容易でないというふうなことは判断をいたしましたわけでございまして。そのほかに、こまかい点でございますけれども、たとえば私も鹿児島県の大島郡あたりの離島とかそういった事情もいろいろ調べてみたわけでございまして、非常にこの制度をとることはむずかしいといったような感じを受けたりするわけでございます。それからまた巡回いたします場合に、たとえばその途中でいろいろな事故等があった場合一体どうするんだらうか、巡回できないときは一体だれがほんとうにできないかという判定するのとかどうかといったような問題もございまして、また交通渋滞等で回れなかったとか運転手等の過失があったといったような事故が起こった一体どうするのか、いろいろなことを考えてまいりますと、なかなかこの制度を直ちに採用することがいいというふうにも断定しきれないわけ

でございますけれども、外国は外国なりでやはり選挙人の居宅へ入るといふようなことが問題があるのかどうか、そういったこと等からそういった制度をとっているところもございまして、確かに社会党提案の巡回制度が公正確保という点ではすぐれた面がございまして、私も実際に管理していくという立場から考えて、直ちにこれをとるということにはちょっと踏み切れなかった次第でございまして。

○山田(孝)委員 公正確保はだいじょうぶかという点。
○土屋政府委員 公正確保という点につきましては、郵便投票制度ならそれでは十分それができるのかといったようなことになってくるわけでございまして、私どもとしては、先ほども申し上げましたけれども、対象者の範囲というものを公正を期することによりまして一つの不正というものは除かれる。先ほども申し上げたことでございまして、対象者を身体障害者等の公的にかつ客観的に証明され得る者に限定する、そういった点で過去見られたような不正は防げるんじゃないかというふうな考えを持っておるわけでございまして。そしてまた事前に証明書、いわゆる選挙証みたいなものでございまして、それを選挙人に交付をいたしまして、一定期間、選挙の際の投票用紙の請求度に添付をさせる、そういった公的な証明書というものもある。それから、かつて不正がございましたという同居の親族による代理請求とか代理提出というものは、これはもう認めないで、本人がみずから請求をし、そして本人に直接送って、直接本人が投票をする。投票をする際は本人が自書で行なうというところで、代理記載ということも、これはまあ不正の原因になりますので、それも認めないというふうなことを考え、それからまた、投票用紙の提出の段階で署名を求め、あるいは宣誓をさせるといったようなことを考えまして、不正投票を罰則によって担保する場合の証拠となるようなこともひとつ考えていくというふうなことを考えております。

そのほかに、これは罰則をあまり言うのはおかしいのでありますが、罰則による担保というものもある程度厳正にしたいというのを考えておりまして、それでもって、しからばもう絶対にそういって、他人がそれに介入することはないかと言われますと、その点はなかなか、絶対ないとは私自身言い切れませんけれども、そういったいろいろな方法を講ずることによりまして、私どもの考えております郵便投票制度でもかなり公正に執行できるものというふうには確信をいたしておるわけでございまして。

それから第二点は、選挙公報についての新聞折り込みの対象とする新聞というものは一体どういふものかを考えておるか、機関紙等も含まれるのかといったような御質問でございまして、新聞折り込みをする場合にどういった新聞を対象とするかというところは、これは最終的にはその地域の実情に一番明るい市町村の選挙管理委員会が実情に応じて選択をする。そして都道府県の選挙管理委員会が承認をしたところによってきまるといふことになるわけでございまして、一般的に申し上げますと、主として時事に関する報道を行なう国民各層に広く購読されておるような新聞でございまして、その新聞が当該地域の有権者の世帯に対して相当数の個別配布がなされておる、そういったものが対象となるというふうに一応の目安を考えておるわけでございまして。たとえば東京都その他の地方公共団体の広報紙あたりで新聞折り込み等をやっておるところがございまして、そういった点も調べてみますと、大体この時事に関する一般紙六紙を東京あたりでは採用しておるというふうな状況でございまして、それが大体九五%ぐらい世帯をカバーしておるというふうにも聞いております。そういったことでございまして、大体先ほど申し上げたような一般的な新聞を考えております。

政党が発行する機関紙についてのお尋ねでございまして、当然のこととして、政治的な立場とかあるい

はまた特定の候補者に対する支持関係ということ
を明らかにいたしまして報道、評論を掲載するとい
うことが、これはまあ通常であるわけでございます
ます。したがって、各候補者を公平に取り扱
うということを旨としておりますこの選挙公報の
配布のための媒体としては必ずしも適当ではない
んじゃないかというふうに考えておりました。有
権者に混乱を招くおそれもないわけではございま
せんので、選挙公報を折りたたむ新聞として採用
すべきではないというふうに私も考え、その
ように指導をいたしたいというふうに考えておる
わけでございます。

それから補完措置としてはどういふものが考え
られるかということで、特に配布をする場合にど
ういったところに置いておくかということござ
います。私どもとしては、いろいろな方法をあ
わせて補完措置を考えるわけでございます。それ
も、配布の例をいたしましては、公衆の利用する
ことが多い施設、たとえば市役所、市町村役場、
あるいはその支所、出張所というところもござ
います。それから公民館とかあるいは保健所
等でもよろしいかと思いますが、そういった有権
者が日常出入りするような、そして身辺なところ
にあるような、そういった場所を考えておられま
して、そういうところに置いて、持つていってもら
うというふうに考えております。

○山田(芳)委員 そうすると、その新聞の基準で
すね。いま東京都の場合は六紙と言われたわけ
ですが、まあ選挙にまかしてあるんだといえ
ばそれまでですが、やはり自治省として法案を
提案されている以上、一定の基準なり、たと
えば六紙は全部やるというふうに考えていくこ
とであるのかどうか、そういう点の基準で
すね。そういう点の基準であるいは考え方とい
うものについての指導なりあるいは考え方とい
うものを通牒、通達等やその他で指示されるか
どうか、そういう点はどういうふうに考えてお
りますか。

○土屋政府委員 せっかくできた制度が無用に混
乱を招いても困りますので、ただいまもお話がご
ざいますように、私どもとしては一応の基準とい
うものを考えて、それをもとにして指導をいた
していきたいというふうに考えております。た
だ、六紙に限るとかどうとかというところは、こ
れはそれぞれの地元によりまして、地方紙で有力な
カバレッジを持ったものもございまして、い
ろいろなこともございまして、その点特定の新聞
名を一つあげるといふわけにもまいりますまい
けれども、考え方としてはさつき申し上げたよう
なことでございまして。

○山田(芳)委員 場所的な基準をばくちと
言うていっているんです。たとえば市区町村でし
ょうから、区なら全部、何々区というのは全部
その新聞折り込みでいくというふうに行くのか、
その区の中、何々町その部分というふうな基準
を出すのか、そういう市区町村単位なのか、そ
こらあたりの基準を……

○土屋政府委員 これはもう当然当該市区町村の全
体について単位として考えておるわけでございま
す。

○山田(芳)委員 そうすると、新聞をとっていな
い家庭等はいまの補完措置だということだろ
うと思うのですが、非常にこれは問題が出てくるだ
ろうと思うので、その点の運用その他十分に、欠
落、問題点のないように、公報の配布が十分に
いというところによって選挙無効等のおそれがない
ように、十分これは配慮をしていただく。まだ法
案の段階でありますけれども、成立をした段階で
十分討議をし、地方の選挙の意見も聞きながら
遺憾なきを期してもらうということを前提として
質問を終わります。どうもありがとうございます。

○津金委員 津金佑近君。
○津金委員 今回政府から提案をされました公選
法の一部改正案の一つの重要な柱は、在宅投票制
度の問題だと思っております。この在宅投票制
度を復活せよという問題は、わが党としても一
貫して主張してきた問題でありまして、おそきに
失したとはいえ、これが今度具体化される方向に

向かって進んだということは一歩前進であるとい
うふうに考えております。しかし現在出されてお
る政府案の中には、やはり幾つか解明をしなければ
ならない問題点が含まれておるように思いま
す。

この政府案を見てみますと、先ほどの説明
もありましたように、その対象者を主として身体
に重度の障害を有する者というところになり限
定をしておられるわけでありまして、現在のま
政府の方針でいきますと、現実に郵便による
不在者投票の対象になり得る人員はどのくらいだ
というふうに推定されておられますか、まずそれ
からお伺いします。

○土屋政府委員 身体障害者手帳に記載されてお
る障害の程度が、先ほど申し上げましたように
下段、体幹の障害では一、二級、あるいは心臓、
呼吸器の機能障害にあっては一、三級というふう
に限定をいたしますと、それに対応する数は約十
万というふうな推定をいたしております。そのほ
かに戦傷病者手帳に記載されておられる者でこれに
対応するような方がおられるわけでございますが、
これは重複もあろうかと思っておりますけれども、大
体三千名程度であろうというふうに、これも推定を
いたしておるわけでございます。

○津金委員 現在この対象者をどう認定するかとい
う問題は一つの重要な問題だと思っております。いま
政府の答弁では、約十万ということでありま
すが、現在身障者全体が約三十万といわれ、その
中には歩ける人ももちろんおられるわけでありま
すが、現実には歩行が困難な状況という人は決して
これとどまらないというふうには、私は現実として
はそうだと思うのです。私はやはりこの選挙の投
票権というものは、これはもう言うまでもなく憲
法によって保障された国民の基本的な権利であ
り、主権者である国民が国政に参加する最大の機
会でありますから、私はこの投票権を可能な限り
保障するというのが議会制民主主義の基本的な考
え方だと思っております。また憲法という法のもと
の平等という精神からいっても、私はやはりこの

在宅投票の適用の範囲というものをと拡大す
る方向で考えなければならぬ、こういうふう
に思っておりますが、今度いま選挙部長が説明
をされたようなものに限定した主たる根拠はど
こに置いたわけですか。

○土屋政府委員 選挙権を有しながら現実に投票
ができないという方ができるだけ投票ができるよ
うにこれを拡充していくということは、基本的
に私どもとしても考えておるところでございま
す。しかしながらこの制度は御承知のように昭和二十
六年における統一選挙で非常に混乱を生じたこと
があるわけでございまして、今後在宅投票制度
を復活と申しますか、また設けるにいたしまし
ても、そういった不正の起こらないように、公正の
確保ということに非常に私どもとしては重点を置
いて考えていくということにいたしましたわけで
ございます。安易に従来のような形でやると再び失
敗をするといったようなことでございまして、こ
の制度自体についてのいろいろな評価というも
のがきまってくるというふうなこともございま
して、私どもこれは前進する以上は非常に確実に公
正を確保できるといった点から前進をしていき
たいというふうに考えた次第でございまして、そ
ういった意味では従来の不正の行なわれた原因をい
ろいろ調べてみますと、医者の証明段階での不正
とか、あるいはその投票用紙の請求段階での不正
とか、あるいは投票を記載し投票する段階での不
正とかいろいろ分かれておるわけでございまして
が、そういった全体の不正の状況を見まして、今
回はやはりそれが程度公正にと申しますか、公
正にその認定ができるというところに限って出
発することではないかと考えたわけでございま
す。そういうことから、確かにいまお話し
のように、身体障害者だけでは多くない一時的な
歩行困難者という人も確かにこれは多いわけ
でございます。また寝たきり老人という方も含
められます。私どもとしては慎重に検討したわけ
でございますけれども、傷病等により一時的な歩行困難

者を対象者といたしますと非常に多くの対象者となり、その認定は結果的にはこれは医師の認定、医師の診断等によらざるを得ないということになるわけでございますが、一時的歩行困難ということについての明確な基準というものがございませうし、また過去の経緯にかんがみまして、なかなか選挙の公正の確保ということについて自信が持たにくいといったようなこと等もございました。また長期的歩行困難者のうちの寝たきり老人というものが、これも三十五万三千ぐらいということでございますけれども、これについては現行法令上あるいは制度上明確な統一な基準がないし、また実態も十分把握されていないという状況でございます。そういったことで、公正な認定というものが期し得ないのじゃないかといったような心配も持っておるわけでございます。したがって、公正を確保するといった意味で、身体障害者手帳等、専門的な機関によって客観的に判定をされて公的に証明されたものによって対象者を認定することが適当であるという判断をしたわけでございまして、先ほど申しましたような点から出発をいたしましたというふうに判断をいたしましたわけでございまして、もちろん寝たきり老人等でございますけれども、内臓疾患等では身体障害者手帳の交付を受けられるという人もおられるわけでございまして、そういう方とそ面の救済はされるわけでございすけれども、全般的に一時的疾病とかあるいは寝たきり老人全般とかいったようなところまでは、今回は公正の確保という面から、検討はいたしましたけれども幅を広げなかった次第でございます。

○津金委員 確かに昭和二十五、六年の段階にいろいろ問題があったということはわれわれも承知しております。しかし、それからすでに二十数年の月日がたち、日本の議会制民主主義も紆余曲折を経ながらも国民の自覚もやはり高まってきた、そういう歴史的な経過というものを踏まえて、自治省も今度この在宅投票の復活に踏み切られたのだというふうに思うわけですが、私

はやはり先ほど選挙部長が説明されたいろいろな手続論、これを見ても非常にやや煩瑣過ぎるのではないかとこの感を率直に持つわけでありま。現在の不在者投票制度、これはもちろん性格も違いますが、現在の不在者投票制度の実例から見ても非常にこれは簡素化の方向に行っているわけですね。必ずしも、出張するといっても、その出張する証明書のようなものは提示がなくとも、宣誓書の記載によって投票させるといふふうに全体として簡素化の方向へ向かって進んでいると思うのです。そういう中で私は身体障害者という、しかも特に歩行困難というような困難のある人がこの選挙の投票のために努力するというこの積極的な姿勢ですね、これをやはりわれわれとしては評価して、したがって身体障害者に、結果的には身体障害者だけにこういうきびしい条件が課せられていくのはやや平等を欠くのではないかとこの懸念を持つわけであります。もちろん選挙の公正を守るというところは、これはもちろん重要でありまして、しかし現在の段階ではさらにこれに上回る選挙の公正を侵すさまざまな違反というのは選挙のたびに出てくるわけで、われわれはその問題を重視することはけっこうであります。そのことを、しかも二十六年前の問題を一面に取り上げて、そうしてそのことによって国民の投票権という基本的な権利を制限するというふうにくのは私はやっぱりむしろ本末転倒ではないかという感じがするわけであります。

（委員長退席 小山（省）委員長代理着席）

そういう意味で私はやはり、いまあなたがいろいろ言われましたが、たとえば、疾病、負傷、妊娠その他、一時的な条件によって投票が困難である、しかし本人は投票を行なうという十分な意思を持っておるといふ、しかも本人の明確な宣誓ですね、そして先ほど医師の証明について前にいろいろ問題があったという点がありましたが、私はやはりそういった問題を含め最低限の保障を確保した上でそういう人たちに對してもこの在宅投票の機会を与えるという方向に、この際さらにも

う一步進むべきではないかというふうに考えるわけでありま。その点についてもう一度ちょっと基本的な御見解を承っておきたいと思ひます。○土屋政府委員 基本的な考えといたしましては私も、選挙権を有しておきながら投票ができなという方が多くあるというところは、これはできるだけ解消していくという方向であるべきであるというふうに考えておるわけでございす。ただ、もちろん昭和二十六年でございすから、かなり過去のことでございすけれども、なかなかこの選挙となりますと選挙戦がはやかございまして、いろいろ選挙の公正を期するという点では私どもとしても神経を使つて考えていかなければならないと思つてございまして、そういった意味でなるべく多くの方を対象に含むようにといういまの御指摘でございましてしたけれども、傷病等による一時的な歩行困難者を対象者とするということになりますと、なかなか認定ということが困難である。それは一々本人が医師の診断書をとって持ってくればいいじゃないかということにもなるうかと思ひますけれども、一時的な歩行困難というところについていろいろ形態があるわけでございすから、明確な基準がないということもございすし、非常に多くの対象者ということになりますと、そこにはおのずからいろいろな事象も出てまいります。選挙の公正の確保ということについてこれという確信も持てないというようなこともございす。そういったこと等を考えまして、私どもとしては、まずその公正の確保をできる点から一歩前進をしたいというふうに考えておるわけでございます。こういふ制度の実施の状況等も見ながら、この制度自体をどうするかということとは、将来とも十分検討すべき問題であらうというふうに考えておる次第でございす。

（小山（省）委員長代理退席、委員長着席）

○津金委員 選挙公報の配布に際して新聞折り込みという機会を特別の事情の場合は認めるということでありま。この点について、この制度を採用した場合、現在行なわれている状況に比べて

どのくらい実質的な改善が見込まれるのか。たとえば東京都なら東京都の場合、要するにいままででは配り残しがあるからこの方法を採用することによってカバーしよう、こういう趣旨でしょう。それは現実には特に大都市なんかの場合にこういう問題が起ころがちであります。そのとき、この新聞折り込みという方法を採用することによって、現実には選挙公報の配布率というものはどのくらい改善されるか、という見通しを持っておられますか。

○土屋政府委員 今回の特例を設けましたのは、先ほどちょっと私お答えしたわけでございすけれども、大都市あるいはその周辺部のような非常に急激な人口増加とか、人口流動の激化とか、あるいは居住態様が非常に複雑になっておるといったようなそういった状況のところにおきましては、従来のような配布方法をとることが非常に困難になっておる。いままでの現行法では、各世帯に配布しなければならぬのだというふうな解釈になっておるわけでございまして、そういった意味で厳密に解釈をいたしますならば、そういったただいま申し上げたような地域で配布がむずかしくなってきたということになりますと、若干それは瑕疵があるのだということになってくるわけでございまして、そういった状況が現在、たとえば東京都の例でどの程度現在の状況で配布されておるかということとは、私ども正確な数はつかんでおりませんが、九〇％はこえておるだろうというふうに考えておるわけでございす。

今回改正をお願いいたしております特例によりましてどうなるかということでございますけれども、通常東京都あたりで公報紙を新聞に折り込んでやっておる場合に比べておきまして一般の六紙あたりで、大体九五％はそれでカバーしておるというふうなことでございす。それに加えて、先ほど御説明申し上げましたように、いろいろな住民が常に入居できる身近なところに公報を置いておいて、そして自由に持っていくという方法とか、あるいは、まあその市町

一般的にいって、これはもう言うまでもないこととありますが、言論出版の自由さらに政治活動の自由というのは議会制民主主義の根幹をなすものでありまして、政党の機関紙などによる政治宣伝の自由というものを完全に保障する、これは当然なこととあります。そういう中で今日言論文書などによる選挙活動の自由化という方向がいまやはり一つの大きな時代の大勢になりつつあるというふうには私は考えるわけでありますが、まずこうした点についての政府としての基本的な認識、こ

の問題をまず最初にお伺いをしておきたいと思うのです。

○町村国務大臣 言論出版の自由が確保されなければならぬということは民主主義の基本をなすものであることは言うまでもございません。したがって、選挙に際しましては言論出版の自由というものが保障されなければならぬということは、私どもも基本的には全く異存のないところでございます。

○津金委員 その問題と関連をいたしまして、自治省は昭和四十六年三月十七日に、自治省通達で各都道府県選挙管理委員会にて、自治省選挙課長通知というもので機関紙の通常の方法での配布の形態について指示を出しておられるわけでありますが、基本的にどういふ内容のものか、もう一度ちょっと確認をしておきたいと思います。

○土屋政府委員 ただいま御指摘のように、四十六年に機関紙の頒布について通常の方法で頒布するということについて通知をいたしておるわけでございますけれども、これはいろいろの方法が考えられるが、一つは無差別に新聞折り込みの方法で頒布することはどうかということでございますが、その点については「社会通念上機関紙の通常の頒布方法とは認められない。」それから郵送による頒布とか各戸別に頒布をするとか街頭で通行人に頒布をするということにつきましては「当該機関紙が従来から行なっている頒布方法である場合には、従来の頒布の限度で頒布することができると」といったような形で指示をしておるわけでございます。ただ、ここに示されておりますことの趣旨は、御承知のように社会通念上新聞あるいは機関紙というものは基本的にいわゆる有償性、それが直接対価をとって売るとかどうとかということのみならず、党費を納めておる党员に対して配るといったようなこと等もさすわけでございますが、そういった有償性を有するというのがその新聞なり機関紙を存続させていく上から要請をされておるものと考えられるわけでございます。したがって、有償性が確保されていない、全く度

外視されておる程度までに無差別に無償頒布されるということ常態とすることは通常あり得ないのではないかと考えられるわけでございます。ここに、無差別に新聞に折り込んで頒布するということはそもそも有償性それ自体を否定するような形のものでございまして、それはどうも社会通念上通常の頒布方法とは考えられない、そういった形で機関紙の頒布の方法は考えられない、こう答えておるわけでございます。

それ以外の方法というものは、そういった有償性ということに頭を置いた上で、配布の方法として、各戸別にそういった購読者のうちに配るとか、あるいは街頭で頒布をするといったようなこと等も含めて、そういう形のものがあり得るであろうということ、従来から行なっている頒布方法である場合には従来の頒布の限度で頒布することができると、こういうふうに答えておるわけでございます。

そうであるからといって、それじゃ無償の場合が一切だめかということになるわけでございますが、必ずしもそうとは言えないわけでございます。有償性を確保しながら、たまたまPR用に新聞折り込みの頒布とかあるいは各戸配布とか街頭配布ということがなされるということでございます。すなわち、それは有償性のたてまえが確保されるような通常の新聞の頒布形態を前提として許容されるというふうに考えられるという趣旨でこういった回答を出しておるわけでございます。

○津金委員 機関紙が基本的に有償性のたてまえをとるということはあたりまえのことなんです。慈善事業でやっているわけじゃないのですから。しかし、同時に、それをたてまえにしなから、機関紙が場合によっては無償の配布を行ない、ある意味ではそういう不特定多数を対象とする宣伝活動をするというところは、それは機関紙の多面的な活動として当然あり得ること、これはどうもやっているわけですね。そういう中で、そういうものの一つの考え方として、この通達では、郵送配布あるいは各戸配布、街頭配布という問題について

は当該機関紙が従来行なっている頒布方法である場合には、従来の限度でこれはやることのできるのだからということを開き答える中ではっきり書かれているわけですね。ですからこの点については私はやはりきわめてはっきりここにあなたの方の考え方が述べられているというふうに思うわけであります。

ところが、三月二十七日の本委員会において町村自治大臣は、政党機関紙あるいは号外の配布について各党とも通常の頒布を越えているのではないかと質問に対して、十分それは私も認めているところだ、こういう趣旨の答弁をされているわけでありまして、どういふ事実に基づいて、各党と言っておられますが、どの党のことをこれは言っておられるのですか、お伺いいたします。

○町村国務大臣 先般私の公選法の特別委員会の某議員の御質問に対してお答えを申し上げたことについてのただいま御指摘でございます。先ほど来選挙部長からお答えを申し上げておるとおりでございますが、最近の選挙の場合、特にきわめて激しい選挙の場合におきましては、政党の機関紙が、社会通念的に申しましようか、常識的に見まして、通常の発行あるいは通常の配布というものを越えた、かなり過度にわたってそういった活動が行なわれておる面があるということを私はお答え申し上げたつもりでございます。

○津金委員 何か非常にはっきりしない答弁であります。この問題については、先ほど私が言いましたように、また議事録を見ても、十分認めるところだ、あなたはこういうことを言い、そして将来こういうものを規制する方向でいろいろ検討中であるというふうにとれる答弁をしているわけでありまして、私が先ほど申し上げた政党の政治活動の自由というものは、今日議会制民主主義の根幹にかかわる基本問題であり、これを守るといふことの重要性をあなたも認識され、同時にこういう問題の一つの自治省としての考え方として、従来行なっている頒布方法であれば、その限度で

これを行なうことは差しつかえないという通知を自治省として出しているわけでありまして、やはりそういった問題についてはもっと具体的事実をよく調べて発言をされるべきだと思っております。いまの答弁は、一般論として言われただけであって、特にそういう具体的事実を調査された上で言われたのではない、こういう意味ですか。

○町村国務大臣 私は特に自治省として具体的にいろいろの問題を調査した結果についてお答えを申し上げたわけではございません。ただ、先ほど申し上げたわけではございません。最近のきわめて激しい選挙の場合におきましては、いわゆる政党機関紙としては、常識的に考えてみまして、通常の頒布の方法というものをかなり越えており、著しく過度にわたっているというものが現実には存在した場合もあり得た。この問題をこのままにしておくべきではないといったような一部の強い御意見もあるということ、これは私十分承知しておるところでございます。自治省通達に基づきまして常識的な線で行なわれておる限りにおきましては、私どもはこれにあえて特別な措置を講ずるといふような考えはございませんけれども、さらにこれが過度になり、一般的な常識の範囲を非常に逸脱するという場合におきまして、このままに放置しておいていいかどうかということについては十分検討の必要があるのではないかと、こういうふうに考えておるところでございます。

○津金委員 各党が選挙にあたってどのような宣伝活動を行なうかということは、それはそれぞれ各党の自由にかかわる問題ですから、私はあえて他党の問題についてとかく申そうという気はさらさらないわけでありまして、しかし少なくとも私どもも党の機関紙である赤旗及びその赤旗の号外について申し上げるならば、われわれは、こういう街頭における配布あるいは通称全戸配布というように呼び名で呼んでおられますが、各戸別の配布ということについては、私たちの場合は従来から日常的な党の宣伝活動を行なっているということ

はり選挙において最も重要なことは、言論の自由が完全に守られなければならない、そういう立場に立ち、一面選挙の公正も確保されなければならないという立場に立って、そういう基本的立場に立って、ひとつこれらの問題には対処してまいるべきだという基本的な考えで進んでまいりたいと考えております。

○津金委員　ではそのことと関連をして、私は各党が選挙に際してどのような方法で、また何を訴

えて自分の党に対する支持を得るかということ
は、それは各党の考え方に即して法律の範囲内で
やるべき問題だと思ひます。したがって、こうい
う政党の政治活動の自由にかかわる基本的な問題
を、それぞれの党に有利か不利かという観点から
だけで見るといふことは、私は本末転倒の議論で
はなからうかといふふうに考えるわけです。

そういう意味で、言論、文書による選挙活動の
自由を完全に保障する、そして正々堂々たる政策

論争を通じて国民の判断を得る、こういう方向こそが政党政治の正しい発展に通ずるといふふうに私は確信するわけでありますけれども、この点についての御所見を一応伺ひしておきたいと思ひます。

○町村国務大臣　その点については、私も全く同様の所見でございます。

○津金委員　それでは、時間ありませんので最後でございます。見当屋の先生に早く、この二つの

理由にこの問題が取り上げられたわけでありすけれども、私は、現在選挙の公正を侵している最大の問題は、選挙のたびごとに行なわれるいわゆる買収事犯による選挙違反、これがその最たるものだといふふうに思うわけであります。

しかも、これは江崎前自治大臣のときにも申し上げたことでありますけれども、昭和四十七年十二月に行なわれました衆議院選挙においては、こ

の買収事犯がその前の選挙に比して四割も激増するという結果が生じておるわけであります。近頃行なわれる参议院選挙において、また今後の選挙において、こうした傾向が助長するということ

は、これこそまさに政党政治の正しい発展、選挙の公正という点からも最も憂えるべきであって、私も何より何よりこの問題を規制するために政府が全力をあげるのが筋道だというふうな考えのわけでありまして、こうした憂慮すべき状況が前回の衆議院選挙を機にふえてきているという事象の中で、やはり参議院選挙を前にして、こういうものをまっ先に規制すべきであり、そのために政府、自治省としてはどのような対策をいま考えておられるか、この点をあわせて伺いたいとおきたいと思ひます。

○町村国務大臣 選挙の公正が確保されなければならぬという事は、私は選挙の公正な施行の上において一番大事なことだ、かように考えておるところでございます。

ただいま御指摘のございました選挙における買収といふことは、選挙の公正を乱るものであることは言うまでもございません。したがって、警察当局といたしましては、すでに選挙の近づいてまいりました今日でありますので、特にその関係者を招致いたしまして、買収事犯等についてはひとつ厳正な態度をもって臨むように指示をいたしておるところでございます。この方針を今後とも貫いてまいりたいと考えております。

○津金委員 以上で終わります。

○福永委員長 小沢貞孝君。

○小沢(貞)委員 簡単に質問をいたしたいと思ひます。

郵便による不在者投票制度が新しくできたのですが、従来の公選法四十八条には、文言や字の書けない人を代理で書かせる代理投票の制度があるわけでありまして、したがって、新しい制度によって、郵便で投票する道を開いたことは私はけっこうなことでと思ひますが、そういう中では、四十八条で規定するような代理投票をやってもならなければならぬような人がいるのではないかと思ひます。これはたいへん事務的にやこしいことになるのですが、どういうようにやるのでしょうか。

○土屋政府委員 現在でございます不在者投票のうちの代理投票は、これは不在者投票管理がおるところ、あるいはまた一般の投票所におきまして代理投票をやります場合も、管理がおるものと、二人の立ち会い人のものと、一人がかりに書いて一人がこれを監視するという形で、厳重な管理のもとで行なわれるわけでございます。

今回のいわゆる在宅投票、郵便投票制度を持ち込みました場合に、家庭内で書かれるわけでございますから、そういった場合には、そういった代理投票を認めるということになります、なかなかむずかしい問題を生ずる。はたして本人の正式の意思に基づいて代理をして書いたのか、あるいはかかって他人が書いたのか、そこらに非常にむずかしい問題がございますので、今回の在宅投票制度の場合には、自書主義ということをおもとして前提にしておる次第でございます。

○小沢(貞)委員 そうすると、せっかく十万人もの道を開いても、今度の制度は家庭でかえり屋を投票所とみなすような形で郵便投票をやるようなものですが、代理投票制度を認められないということになるか、救済できない人がだいたい出てくるんじゃないか、こう思ひます。がしかし、これは管理のことがたいへんむずかしいからいまいましいような方法よりかは、かたがたないかとも思ひますが、できるならばせつかく道を開いたんだから、四十八条の代理投票制度の道を開くことが望ましいのじゃないか、こういうふうにこれは要望だけしておきたいと思ひます。

次に、たとえば宿泊費が今度二千円が四千円になる、弁当料が二百円が三百円になる、こういうように今度の改正で行なわれるわけですが、そうなった場合に、百九十四条でいふむずかしい計算による、参議院全国区は一人当たり何百万になる——これはストレートでできるわけかな。衆議院の場合には一人当たり法定選挙費用はどのくらいになる、こういうふうに政令でつか何ですか、計算をし直してきめるわけですが、それはいつどういうようにきまるわけでしょう。

○土屋政府委員 ただいまお話がございましたように、選挙運動の支出制限額ということは政令で定めることになっておるわけでございます。しかし、その根拠になります非常に大きな部分でございます。選挙運動員及び労働者に対して支給することのできる実費弁償の類あるいは報酬の基準額の引き上げをいたしたおるわけでございます。宿泊料とか弁当料とかというものを引き上げるといふことにされておるわけでございます。そういうことをいたしますと、必然的に選挙運動の支出制限額というものが改定をしなければならぬと思ひておりますので、この法律が施行されると同じ時期に間に合うように政令の整備をいたしたいというふうな考えております。

○小沢(貞)委員 従来全国区は八百五十万、今度これはやると一体幾らになるでしょう、それが一つ。衆議院のほうには、八円かける定数分の有権者プラス何となく、こう計算になっておったが、大体の見当としてどういうふうになるのでしょうか。その二つ。

○土屋政府委員 まだ最終的に成案を得ていないわけでございますけれども、私どもいままでの積算の大体の見込みを申し上げますと、参議院の全国区については現在八百五十万ということになっておりますが、これが倍をちょっとこえまして千八百万程度になるといふふうに見込んでおります。それから衆議院議員と参議院の地方区につきましては、びったりした数は申し上げにくいわけでございますが、それぞれの選挙区によって違つてございまして、二倍前後であるといふふうには御認識をいたしたいらと考えております。

○小沢(貞)委員 それでは、若干この改正とは違ひますけれども、先ほど佐藤議員の質問にもありましたが、私はやはり定数はすみやかに正をしなければならぬ、こう思ひます。今度の最高裁判決等は、たとえば鳥取と神奈川が一对五・〇九の開きがある、しかしこれは立法府でやることだ、こういうように逃げているようであります。

が、いまも自治省からその後の人口の動きを調べてもらったところ、神奈川はさらに人口がふえていくわけでありまして、昭和四十五年のときの国勢調査によれば、神奈川が五百四十七万二千人、いまそこでお聞きしたわけですが、四十八年三月三十一日の住民基本台帳に載つておる神奈川の人口は五百九十三万八千人、もう一年たつたから、今日においてはおよそ六百万をこえていると思ひます。だから、六百万を今日においてすでにこえているということになれば、五年前のときに一对五・〇九、こういう開きであつたものではなかつたか、こういうふうな想像できるわけでありまして、六百万をこえていると思ひます。そういうことになる、これはすみやかに立法府で何とかしなければならぬ段階にはや来ていゝと思ひます。定数は正については、前回の質問の終わりで私若干申し上げたが、衆参一体でなければならぬ、参議院の定数をふやしていく、こういうようなことについてはどの党派といへども異議のあるはずがなかつた、こういうふうなことを考へるわけですが、これだけ拡大していくものをこれは政府もほつておくわけにいかぬ、こういうふうに考へますが、どうでしょうか。衆議院のほうはあとで質問するとして、参議院はすみやかにこういう事態を是正するように今度の選挙から始めていかなければならぬ。またそうでなければ、神奈川だとか東京都の住民からおそらく訴訟が出てくるのではないかと、こう思ひます。大臣どうでしょう。

○町村国務大臣 先ほどお答えを申し上げたとおりでございまして、最近大都市を中心として人口の急激な集中が依然として続いております。最近東京は今度は人口が少しづつ減るというふうな傾向が出ていますのでございまして、神奈川県あるいは埼玉県、千葉県というふうなところはかなり人口の集中化がなお進んでおるといふことは御指摘のとおりでございます。したがって当初、現在の定数別表ができたときに比べてみますると、かなり大きな人口の違いが出てきておるの

○小沢()委員 私は一べんに大改革をやれということは不可能だと思うのです。第七次選挙制度審議会のあれは、答申でなくて報告だったか、その前のときだったと思いますが、昭和四十五年の国勢調査をもとにした地方区の議員定数をバラシスをとるために制度審議会においていろいろ検討したその資料の一つに、一億四百幾らの人口を参議院の地方区の百五十二人で割ってみると、一人当たり六十八万八千人、こういうことになっているわけです。これは人口別だけで選挙区の定数をきめるということについては、私も若干疑問を持つわけです。過疎地帯においては山あり災害あり、人口過密地帯については面積が少ないからと

やすことは、各党そんなにむずかしいことではないと思う。それを、十六・五だから十七人だ、十六人だと一氣にふやすことはたいへんだから、そこは妥協ないろいろな判断があつて、いや東京都は十四名ふやしておけ。あるいは、私の私案によれば十二名ぐらゐにふやしておけ、こう考えました。神奈川においても四名ですから、八名なのを中間をとつて六名とか、そういう妥協はいろいろあらうと思いますが、ふやしていくことについて各党反対する理由はそうあるはずはない、こう思うわけです。これだけの開きをほうつて今度の選挙を越していくことは、現自治大臣の重大な責任にならうかと思う。また裁判が起こつてくる、こう思うわけです。どうでしょう。

○小沢(貞)委員　それで、まだ選挙がいつたかわからない、こういうことでまだ時間が十分ありそ

そこで、投票日の大かたの見当はそれでおつきになるわけでございますが、御承知のとおり、かりに七月七日ということになりますれば、告示は六月の十四日ということになるだろう。そうなりますれば、いま小沢委員によりますれば、まだ十分日があるではないか、こう言われますけれども、実際問題として、私今度はそういう段取りにしまっていることはほとんど不可能ではないかと考えます。

○小沢(貞)委員 不可能だという理由も私はよく理解ができないわけです。ふえていくことについて、しかも大ぜいふえていくことなから、どこの党といえどもそう反対する向きはないと思いますから、これはさらに御検討いただくとして、

○土屋政府委員　定数は法律で定められておるわけでございますから、国会で法律を改正するとい

ことはないわけでございます。

○小沢(吉)委員　衆議院の定数も過密地帯においては是正しなければならぬと、この前のときに私は申し上げたわけです。その際にいろいろ質問して、中選挙区で三名から五名ということで長い習慣になっている、これは習慣だけで別にどうという根拠はない、こういう御答弁があったような気がします。そこで私は、ぜひ六名区を設けてはどうか、こういう提案をしたわけであります。

したがって、一つの質問は、この六名区をつくることにしても、いまの部長の答弁によれば、やはり制度審議会なり何なりの答申があったほうが好ましいのか、その点をお尋ねしたいと思ひます。

たとえば昭和三十九年に十九人の増員をいたしておるわけでございますけれども、そのときの各党

の共同修正案の趣旨説明を見ましても、中選挙区制につきましては大体三人ないし五人がこの中選挙区制の原則であるということを確認しておるような次第でございます。

そういったことで、三人、五人というものを考える、六人区を設けるといふことになりますと、私もとしては、基本的に選挙区制の改革になるだろうと考えるわけでございまして、それは先ほど申しました定数と同じようなことで、法律ですから法律を変えればいんだということにはなりません。しかし、やはり事柄が選挙区制の基本に触れる問題でございます。そういった点については、過去選挙制度審議会等においても長年にわたっていろいろ検討されておる経緯もございまして、政府といたしましては、たぶん——これは私個人の意見になりますが、あるいは大臣からお話しただいたほうがいかとも思うのでございすけれども、やはり選挙制度審議会等の過去の意見も勘案しながら、どのような方向に持っていくかということを検討せざるを得ないのではなからうかと考えておる次第でございます。

○小沢(員)委員 第六次だったか第五次がよくわかりませんが、私の私案でも、土屋委員の三十七名増、こういうものを考えて、その中で定数がふえていく選挙区が、大阪三区は四人が八人になり、千葉は一区が四人が八人になり、東京七区は五人が十人になり、神奈川一区は五人が九人になる。埼玉一区は四人が七人になる。そこまでは分割せざるを得ないと思いますが、六名区となるのが神奈川二区と東京十区と神奈川三区と兵庫二区と北海道一区、この五つは、五名から六名になる。四名から六名になる。いずれにしても、六名区になるわけです。

そこで、さらにその中をいかに調べてみると、たとえば、例をあげます。神奈川県第二区は、人口約百五十万であります。ところが、川崎市だけで百万、他の郡、市を幾つも合わせて五十万、こういうことになります。百五十万の区が、そういうことになると、どうしても三名区に割れ

ということになると、川崎市を分割してよその郡、市とくっつけたり、片方はまた川崎市を分割してよその郡、市とくっつけたり、こういうことをしなければならぬわけですね。だから、これは市がちょうど形よろしい、その他の郡、市を合せてよろしい、こういうことになれば、四人と二人に分けなければいけないわけです。だから、こういう問題のあるところが、これからもう随所に出てくる。町村合併も進む、随所に出てくる、こう思うわけです。たとえば、北海道一区を取り上げてみます。これも約百五十万です。札幌市が百一十万あります。小樽やその他の小さい市を幾つも合わせたり郡を合わせると、五十万であります。片方は百万、あと残りを全部合わせて五十万、こういうことになると、北海道一区も、六名にふえたはいいが、うまく割るなら、四対二に割ればいいが、二という選挙区はこれはちょっとまずいということになれば、市を割って隣の郡、市にくっつけなければいけない、こういうことが出てくるわけですね。こういうところも、六名のままにしておけば、従来の形どおりスムーズにいくなではないか、こう思います。東京第十区、これは奇妙にも人口が三区みんな同じである。江戸川区が五十万、足立区が五十万、葛飾区五十万。三、五、百五十万であります。これは、どこかの区を半分にするか、めっちゃくちゃに割ったりくっつけたりしなければならぬことになるわけですね。くっつけなければならぬわけですね。そのうち一、二つは、まあ何とか割れば割れそうです、私が町村別に割って見たら、あとの四つはだめです。これはどうしても市を割ったりくっつけたりしなければいけないことになるわけですね。

うように考えるので、定数増のときには六名区をつくれ、分割というむずかしい問題を避けて通ってこの人口急増地帯の定数をふやすという国民の要望にこたえられるんではないか、こう思っています。これは唐突な大臣への質問ですが、私いろいろ考えてみて、それが一番やりやすいことだと思ふのです。どうでしょうか。

○町村国務大臣 この前、土屋三審議会委員から、六名区をつくったらどうかという御意見のあったことは、私も聞いておるわけでございます。ただいま小沢議員も、現在の大都市、すなわち百万程度の都市がだいたい最近ではできてまいりまして、これらを少なくとも五名以下の定員にするということになれば、その市の中で、一部を他の近接する市町村等をくっつけなければならぬというようなことに相なるのであって、そのことが非常にむずかしい問題を引き起こすことになる、したがって六人区をつくりさすれば、そういう問題はお尋ねであったのでございまして、これは先ほども選挙部長からもお答えを申し上げております。それと、現在の衆議院の定数というものが御承知のような中選挙区制——まあ中選挙区というものは六名あつてはいけないということには必ずしもならないとは思いますが、少なくとも今日までわが国の中選挙区制度というのは三名ないし五名、こういうことになっておるわけでございまして、そこで、いま御指摘のございましたような六名区をつくるということになりますれば、これはいままでの中選挙区制度というものの対して根本的な改革を加えるということにならざるを得ないのでございまして、はたして一体、わが国として、そういった現在の区制をさらに大きくしていくというようなことがよろしいかどうか、むしろ比例代表小選挙区制をとるべきだということ意見が御承知のとおり有力に指摘され、これに対する賛成の方もいふんあるというような状態でございますので、いま選挙区制の問題を取り上げるといふことになりましたら、当然いまのような

大選挙区に近づけるようなやり方にするのが適當なのか、それとも思い切った小選挙区制にするべきかという問題に当然当面せざるを得ないというように私は思ふのでございまして。したがって、当面六人区をつくって、特に人口の過密になっております区域の定数は正をやるということに直ちに踏み切ることができかどうか、これは審議会等の御意見もあり、また各党間にもそれぞれ、この問題についてはそういかに御意見が一致を見ても実は私は考えられませんが、そういった点はさらにひとつ各界の御意見を今後集約をしてまいりてまいるべきではないか、かように私は考えておるところでございます。

○小沢(員)委員 この問題はいろいろ論議してもあれですから、まあそういうことを現実的にやっていくことが当面の改正になる。この前のように小選挙区比例代表制というところまで発展していけば、それじゃ先ほど提案にあつたような政治資金規正法もどうだということ、これはたいへん根本的な問題になっていって、この当面のアンパランスの是正すらまた不可能になっていく、こういうふうになっていくであろう、こういうふうにお考えます。これはきょうのところは要望だけしておきたいと思ひます。

去る四月十三日の新聞に、「自民党は十二日の総務会で第八次選挙制度審議会(首相の諮問機関)を発足させるよう政府に要請することを決めた。これを受けて政府は近く田中首相と町村自治相が協議にはいるが、早ければ五月中にも委員の人選が進む見通しである。」というふうな新聞記事が出ておるわけであります。これは第八次選挙制度審議会を発足させることに腹がきまっています。要するに、新聞の記事は正しいわけでしょうか。

○町村国務大臣 さような新聞記事が出たことは私も承知をいたしておるのでございますが、実はまだ、政府部内におきまして、第八次審議会を発足させるということにつきましては、政府部内の

意見の一致を見ておるところまでは至っておりません。御承知のように、第七次の選挙制度審議会が選挙を含む選挙制度の根本的改善策というものが、御承知のとおりかなり御熱心に二年間にわたって審議が行なわれたわけでございます。政府に對しては、その審議の内容が生かされることを希望するという表明のあったことは御承知のとおりでございます。したがって、これをいままじとするかという問題を解決いたしませんで直ちに第八次選挙制度審議会を発足をさせるということとは必ずしも適當ではない、私はかように考えておるところでございます。したがって、今日、いま直ちに第八次の審議会を発足させるということには至っていないというふうにお答えを申し上げておきます。

○小沢(員)委員 大臣から明確な答弁がありましたので、私もこれにつけ加えたいとは思いませんが、ただ、この前のときは根本的な改革に取り組んで、しかも結論は出なで、あれは中間報告程度だったと思います。それから去年のような小選挙区制の論議で大政治問題になってしまったといういきさつがあるので、私は、この小選挙区制を含めての大問題にまたもう一回取り組みたいと思います。だがしかし、これは自民党内にも問題が出ています。だか、先ほどから社会党の方の質問もあるが、当面する衆議院、参議院のアンパラは正ということに限定をして、やはりどうしても何らかの諮問機関の設置を必要とするならば、そういう目標を明確にしてすみやかに発足をして答申を出させる、こういうふうな明確に目的を規定してやる、それが一つ。

もう一つは、人は、この前やった人はもう一回はいやだ、われわれが答申しても田中総理の一言でどうにもならなってしまうから、そのときには審議会には入りませんという人もたぶん出てくるに違いないと思えます。今度、今度は人心を一新して、そしてこれは三カ月か四カ月やれば結論の出ることですから、そういうふうな規模、目標を限定する、人を一新する。そして当面のこととして、衆参のアンパランスは正、こういうようなことで発足させて、すみやかに世論の納得を得たほうがいいのではないかと、こういうふうにも私は考えるわけですね。どうでしょうか。そのことを私は大臣からききようとお聞きしたいわけでありませう。そのときに、これはまたつけ加えなくてもいいようなことですが、いま私たちは議運をやっている、人の名前を具体的にあげることもおかしいんだけれども、昨今の新聞に出て物議をかもしている人が電電公社の経営委員、これはうんと極端にいうと何々土建会社の経営者を任命するがとききような人を持つてきてデッドロックに乗り上げている。きのう、きょうの新聞にもまたどこかの会社の乗っ取りみたいなことがでかく出ているのだが、そういうような人でなくて、やはり納得させるような人を新たな観点から任命し、くだいようですが、目的を限定し、期限を限定して早く取り組みだほうがいいんじゃないか、こう思います。どうでしょう。

○町村国務大臣 もしこの際第八次審議会を発足させるということでございますれば、いま小沢議員も御指摘になりましたように、たとえば区制の問題に局限をするというふうなことにいたさなければならぬと思うのでございまして、前回のようにならぬか、全般的なものでございまして、確かに報告ではございませうけれども、かなり精密な検討を加えられた答申、報告があるわけでございまして、したがっていま申し上げたように、もし八次を発足させるとするならば、いま御指摘のようなことで私は進めたいかなければならぬのではないかと、かように考えます。また人選等のことにつきましても、たいへん貴重な御意見を伺いましたので、これらを十分ひとつ念頭に置いて対処すべきもの、かように心得ております。

○小沢(員)委員 大臣の積極的な答弁もあつたし、私も大体その方向ならいいじゃないか、こう思いますが、質問の大部分はこれで終わつたわけですが、事務的なことで、これはくだいようですが、

すが要望だけしておきます。

この前の選挙のときに在外公館や商社等で長期出張している者の選挙権というものは与えられていないわけですね。これが自治省から資料をいたしたら約十万人近くいるわけでございます。これは大臣ぜひ考えていただきたい、今度選挙法の改正で不在者投票の項を改正して郵便で投する人が約十万人だとさき御答弁がありました。在外公館や商社、新聞社その他で外国に行っている人が約十万人であります。これはぜひ何らかの方法で——公職選挙法九条の初めには日本国民で二十歳以上の者は衆議院、参議院の選挙権を有する、というようにありますから、何らかの方法を講ずれば、この十万人は救われるのではないかと。特にこの前申し上げたように、国際化時代の中ですから、外国に行つて日本を見る、こういう人の意見というものは非常に大事な時代に入っている、私はこういうふうに考えるわけです。これはぜひ道を開くようにお願いをいたしたいと思ひます。その場合に困難な問題は地方選挙との関係だということ、私は、私はこの前の答弁が何かでちよつと聞きかじつたわけですが、地方の首長、議員の地方選については第二項に引き続いて三カ月以上居住する者はその所属する地方公共団体の議員や首長の選挙権を有する、こうありますから、これは制度を漸進的にやらせるためには、地方議員の問題はこれはおかしな話ですが、ネグっていつて、国政には少なくとも海外にいる者が参加できるように、このことをぜひひとつ要望しておきたいと思ひます。

それからいま一つは、これは自治省で前にも提案したそうですが、この間も非公式に話している各党とも意見が一致してはいますが、国会の選挙等の供託金、いま三十万ですが、これを五十万に上げよう——何年前自治省が提案したら、それはまずいじゃないかといわれたそうだが、こんなに物価が上がつたのだから、泡沫候補補正のために供託金五十万、これはひとつぜひ検討をすべき

ことではなかるうか。これが第二であります。

もう一つは、さっきの質問を聞いていて私は思うわけですが、選挙の場合に販路拡張の宣伝カーが来るわけがあります。これは何々新聞の宣伝カーと称するものが来るわけでありませう。そのうちに花王石鹼やライオン歯磨の宣伝カーまで来てこれは営業活動でなくて選挙活動だとか、何とか活動までやるように幾らでも発展する可能性を持っていると思ひますから、ああいう宣伝、販売というものは選挙期間中にはやらせぬ、そういう道をやはり開くべきだ、こういうふうに考えます。もう時間もおそくなりましたから、その三つを要望だけして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○福永委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、今日は、これにて散会いたします。

午後一時十七分散会

昭和四十九年五月十五日印刷

昭和四十九年五月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

Z